

選挙運動用自動車燃料売買契約書

買主（候補者）

（以下「甲」という。）と売主

（以下「乙」という。）とは、令和 8 年 11 月 22 日執行の鳥取市議会議員選挙における、選挙運動用自動車の燃料について次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して次のとおり選挙運動用自動車の燃料を供給し、甲は、これに対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により鳥取市に帰属することとならない場合においては、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成 6 年条例第 2 号）の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の定める金額を鳥取市長に対して請求するものとする。

(1) 燃料の種類 _____

(2) 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 契約金額は、1 日につき給油日当日の店頭単価（消費税相当額を含む）によるものとし、1 日 7,700 円、総額 53,900 円を上限とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙、協議の上、別に決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取市議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代 表 者

印

参 考

- 1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主は、市長に対し売買代金を請求する場合には、請求書にこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。